

# 第1部 序論

第1章	総合計画策定の趣旨	…	2
第2章	まちづくりの背景	…	5



【 豊能町の花 — たんぽぼ 】

自然に恵まれた豊能町には、四季折々たくさんの花が咲き乱れます。その中でも黄色くかわいい花を咲かせるたんぽぼは、豊能町のまちの花として愛されています。

# 第1章 総合計画策定の趣旨

## 第1節 総合計画策定の背景

本町は、平成12年度に「住みたいまちナンバーワン」を将来像とした豊能町総合計画（第3次）を策定し、教育・文化環境の充実をはじめ、健康づくりの推進や保健福祉の充実、居住環境の整備など、住民の誰もが「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思うまちづくりを進めてきました。

しかし、現状に目を向けると、少子高齢化や総人口の減少、高度情報化の進展、地域の安心・安全や環境保全の意識の高まりなどに伴い、住民ニーズは多様化しています。

そして、住民ニーズのすべてに行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは財政的にも人員的にも限界にきており、住民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え直す必要があります。

また、地方自治をとりまく環境は大きく様変わりしており、これまでの大量生産・大量消費といった右肩上がりの成長を前提とした社会経済システムは転換を求められると共に、国や地方自治体では長期債務残高の増加により、厳しい財政状況が続いている。

このため、地方自治体においては、これまで行われてきた公共サービスの維持・継続が危ぶまれており、行財政運営の健全性を保ちつつ、時代の変化に応じたまちづくりが求められています。

このような厳しい状況のなか、創意工夫による責任あるまちづくりを進めるためには従来の右肩上がりの時代とは異なる、新たな視点による総合計画の策定が急務となっています。

一方、懸案事項であった新名神高速道路箕面インターチェンジについても今後整備が進められることから、これらの効果をまちの活力につなげていくことも求められています。本町では、このような現状や課題を行政ばかりでなく、住民との協働により解決し、これからも安心して暮らせるまちであり続けるために、10年後の豊能町のあるべき姿（将来像）を考え、その実現に向けてまちづくりを進めていくための、総合的な指針として、第4次豊能町総合計画を策定します。

## 第2節 総合計画の位置づけ

地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」とされており、本計画はこれに基づき策定するものです。

本計画は、まちの望ましい将来像とその実現のための基本方向や施策を明らかにするものであり、これからまちづくりの基本指針となります。町は、本計画に基づき、これから施策を総合的、計画的に展開していくこととなります。そのため、本計画は町の最上位計画に位置づけられ、行政運営を合理的に進め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための尊重すべき指針となります。

## 第3節 総合計画の構成と計画期間

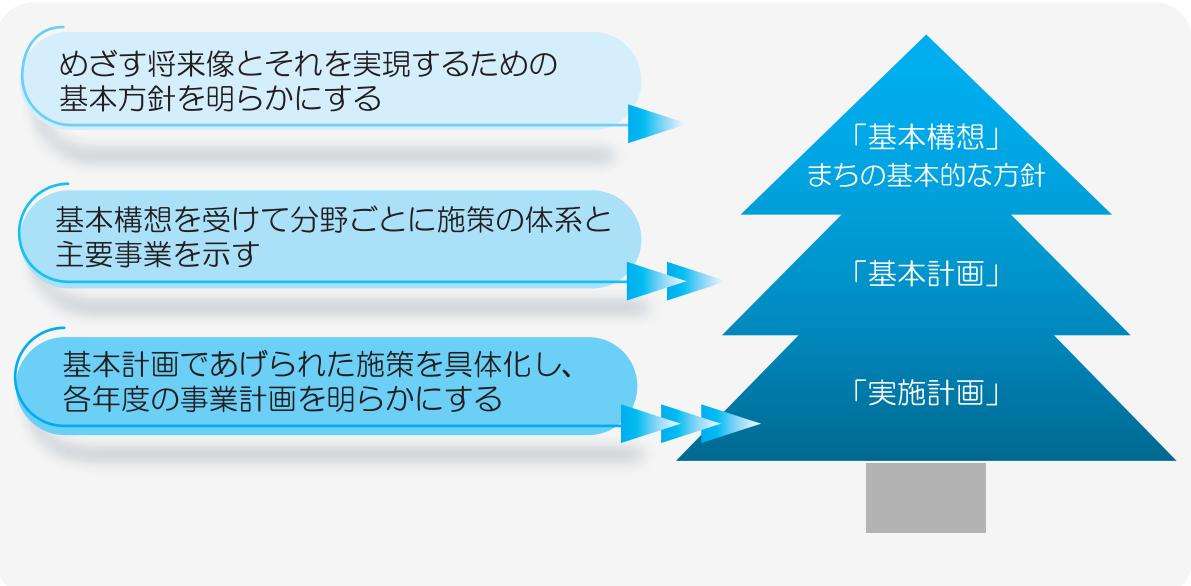
### 1 総合計画の構成

本計画は、「基本構想」と「基本計画」及び、別に定める「実施計画」から構成されています。

基本構想は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)を計画期間として、本町の将来像を設定し、これを達成するための施策の大綱を示すものです。

基本計画は、基本構想に掲げた将来像及び分野別のまちづくり目標の実現のために、個々の施策を体系的・具体的に明らかにするもので、個別の計画、事業などはすべてこの基本計画に即して進めることとなります。

#### ◆計画の構成◆



## 2 総合計画の期間

本計画の目標年次は、「基本構想」については10年後の平成32年度とします。  
「基本計画」については、社会情勢の変化などを勘案し、中間年度である平成27年度において必要に応じ見直しを図ります。

### ◆ 計画の期間 ◆

